

議案第 7 2 号

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の全部改正について

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の全部を次のように改正する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例

北本市立こども療育センター設置及び管理条例（平成 1 9 年条例第 1 0 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）

第 4 3 条第 1 号に定める支援を提供するため、同号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、北本市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市立児童発達支援センター	北本市高尾 1 丁目 1 7 6 番地

（定義）

第 3 条 この条例において「児童」とは、法第 4 条第 1 項に規定する児童であって、身体に障害のあるもの、知的障害のあるもの又は精神に

障害のあるもの（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

（事業）

第4条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援に関すること。

（職員）

第5条 センターに、所長、嘱託医、嘱託歯科医その他必要な職員を置く。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用時間）

第7条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用者の範囲）

第8条 第4条第1号に規定する事業を利用することができる者は、市内に住所を有する小学校就学の始期に達するまでの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第21条の5の7第9項の規定により保護者が通所受給者証の

交付を受けた児童

(2) 法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置を受けた児童
2 第4条第2号に規定する事業を利用することができる者は、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として市長が認めるものに通う市内に住所を有する児童であって、前項各号のいずれかに該当するものとする。

3 第4条第3号に規定する事業を利用することができる者は、市内に住所を有する児童の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに該当する児童の保護者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が支援の必要があると認める児童の保護者

(利用の制限)

第9条 市長は、センターの利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

(1) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 児童に感染性の疾病その他の病気があると認められ、かつ、当該病気が他の児童に影響を与えるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 第4条第1号及び第2号に規定する事業を利用する児童であって、センターを利用したもの（以下「利用者」という。）の保護者は、法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に関して、法第21条の5の3第2項第2号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を納付しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、事業所の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市

長が当該利用者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表こども療育センター嘱託医の項中「こども療育センター嘱託医」を「児童発達支援センター嘱託医」に改め、同表こども療育センター嘱託歯科医の項中「こども療育センター嘱託歯科医」を「児童発達支援センター嘱託歯科医」に改める。

(北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 北本市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号を次のように改める。

(2) 児童発達支援センターにおける支援業務

議案第72号参考資料

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例附則第2項関係）

（下線は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償				別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償			
区分	報酬		費用弁償 （1日）	区分	報酬		費用弁償 （1日）
	支給 区分	金額			支給 区分	金額	
略	略	略	略	略	略	略	略
<u>こども療育センター嘱託医</u>	年額	101,900 円	2,000 円	<u>児童発達支援センター嘱託医</u>	年額	101,900 円	2,000 円
<u>こども療育センター嘱託歯科医</u>	年額	104,000 円	2,000 円	<u>児童発達支援センター嘱託歯科医</u>	年額	104,000 円	2,000 円
略	略	略	略	略	略	略	略

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例附則第3項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（保健福祉業務手当）</p> <p>第5条 保健福祉業務手当は、次の各号に掲げる業務に従事した職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) こども療育センターの指導又は保育業務</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>（保健福祉業務手当）</p> <p>第5条 保健福祉業務手当は、次の各号に掲げる業務に従事した職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 児童発達支援センターにおける支援業務</u></p> <p>(3) 略</p>